

介護予防ケアマネジメント サービスコード表（名護市）

令和6年度4月施行版

	サービスコード		サービス内容呼称	合成 単位数	算定 単位
	種類	項目			
▲	AF	2111	介護予防マネジメント費 ※「AF2112」「AF2113」「AF2114」に該当しない場合	442	1月 につき
○	AF	2112	介護予防ケアマネジメント高齢者虐待防止未実施減算※2	438	
○	AF	2113	介護予防ケアマネジメント業務継続計画未策定減算※3	438	
○	AF	2114	介護予防ケアマネジメント高虐待未実施・業継計未策定減算※4	434	
	AF	4001	初回加算	300	
	AF	6132	委託連携加算	300	

▲…単位数等の内容変更 ○…新設コード

※2 事業所において、指定介護予防支援等基準第26条の2に規定する措置を講じていない場合、
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

基準第26条の2に規定する措置

- ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催し、担当職員に周知徹底を図る
- ・高齢者虐待防止のための指針を整備する
- ・担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する
- ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置く

※3 指定介護予防支援等基準第18条の2第1項に規定する基準を満たさない場合、
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。(適用は令和7年4月～)

基準第18条の2第1項に規定する基準

- ・業務継続計画感染症（感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に提供・早期の業務再開を図るための計画）を策定する
- ・当該計画に従い必要な措置を講じる

※4 ※2と※3の両方に該当する場合は、両方の減算を適用する。(適用は令和7年4月～)

以上